[事案 17-33]障害給付金請求

- ・平成 18 年 3 月 22 日 裁定申立受理
- ・平成19年3月30日 裁定終了
- <事案の概要>

残存する障害状態は交通事故に起因して事故から 180 日以内になったもので、傷害特約約款記載の障害等級第3級に該当するとして、障害給付金の支払いを求め裁定申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 13 年 5 月、交通事故により負傷し、A 整形外科医院において腰部捻挫、外傷性 頚部症候群と診断され、同年 11 月症状固定の診断を受けた。その際後遺障害として、 腰痛、左下肢痛、左足関節痛等の症状が認められ、交通事故における自賠責等級は 12 級 12 号(頑固な神経症状)が認定された。

事故から2年6ヵ月経過後、B病院において腰椎捻挫の傷病名により胸腰椎の運動制限が認められることおよび改善の見込みはないとの診断がなされた。また、事故から3年9カ月経過後、C病院にて腰部捻挫、外傷性頚部症候群および、既往障害として脳性麻痺、痙性四肢麻痺の診断がなされた。

現時点において残存する症状は、傷害特約約款の第3級17「脊柱に著しい奇形、または著しい運動障害を永久に残すもの」(給付割合50%)に該当し、B病院の後遺障害診断書により、現在の症状が交通事故との因果関係が存在するものと認定されている。よって現在の症状が交通事故に起因するものであること、および事故から180日以内にかかる状態になったものと認め、傷害特約の保険金額の50%にあたる障害給付金を支払ってほしい。仮に、本件症状に既往障害が影響しているとしても、交通事故の影響は70%以上であるので少なくとも傷害特約の保険金額の35%を支払ってほしい。

<保険会社側の主張>

以下により、障害給付金支払いの請求には応ずることはできない。

- (1) 申立人の提出したB病院の診断書は、事故から2年6カ月以上も経過して作成されているものであり、当該症状が約款上の保険金請求要件である「事故からその日を含めて180日以内」に所定の身体障害状態に該当したとは言えない。
- (2) 申立人の運動制限と本件交通事故との因果関係は不明であり、運動制限が約款に 定める「不慮の事故を直接の原因」とするものであるとは言えない。
- (3) 本件交通事故は、軽微な追突事故であり、脊椎の運動制限が起こるような事故で はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等にもとづいて、a. 当該症状が交通事故の日を含めて 180 日以内に出現していると認められるか、b. 脊柱に著しい奇形または著しい運動制限を永久に残すものと認められるか、の 2 点について検討を行った。

その結果、下記 (1)、(2)のとおり申立人の主張する障害給付金の請求をする要件となる事実はいずれも証拠により認定することはできず、申立人の主張には理由がないものとし、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

(1) 事故から 180 日の時点で後遺障害と認められる運動制限が発現している必要があるが、A整形外科医院作成の後遺障害診断書には、腰痛、左下肢痛の記載があるものの、これによる運動障害の記載はない。

従って、事故から 180 日以内に約款所定の運動障害が残存したと認めるに足りる証拠はない。

(2) 申立人はB病院の診断書に「改善の見込みなし」との記載があることをもって「永久に残す」と主張しているものと判断できるが、同病院の診断書は傷病名が「腰椎捻挫」とあるのみであり、改善の見込みがないとの記載を裏付ける具体的根拠となる身体障害に関する記載がない。加えて、医療機関作成の意見書によれば、本件事故前に既に椎間板ヘルニアが認められており、かつ「下肢症状はいずれ軽減していく可能性が高い」と記載されている。

従って、約款の障害給付金の請求要件である運動制限を「永久に残す」という事 実を認定するに足りる証拠はない。